

福祉サービス第三者評価結果

① 第三者評価機関名

有限会社 保健情報サービス

② 施設の情報

名称：鳥取県立皆成学園わいわいランド	種別：児童発達支援事業	
代表者氏名：鳥取県知事 平井 伸治 園長 川口 栄	定員（利用人数）：1グループ5名 25名（9名）	
所在地：倉吉市みどり町3564番地1		
TEL：0858-22-7188	ホームページ： https://www.pref.tottori.lg.jp/kaisei/	
【施設の概要】		
開設年月日：昭和24年9月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：鳥取県		
職員数	常勤職員：57名 非常勤職員 9名	
専門職員	保育士 39名 嘱託医 3名	
	児童指導員 10名 保育士 1名	
	保健師 1名 事務員 1名	
	管理栄養士 1名 運転士 2名	
	警備員 2名	
施設・設備 の概要	言語指導室 (個別学習及びおやつ提供環境) 1室	ホール (サーキット環境) 1室
	小運動機能訓練室 (プレスクール環境) 1室	遊戯治療室 1室
	観察室 1室	相談室 1室

③ 理念・基本方針

基本理念

- ・私たちは、ノーマライゼーションの理念に基づき、入所利用児童等とご家族一人ひとりの人権を尊重した施設運営を行います。
- ・入所利用児童等一人ひとりが心身ともに安定し主体的な生活を送ることを目指して、それぞれの目的や目標に添った質の高いサービスを提供します。
- ・社会参加を促進し、入所利用児童等が地域の一員として尊重され、地域社会の中でも主体的な生活が送れるよう、豊かで多様な経験を提供します。
- ・すべての障がいのある児童等の福祉向上を目指し、地域社会に開かれた施設としての機能を発揮するよう努めます。

基本指針

- ・ サービス提供並びに運営は、児童の最善の利益を基準として実施運用します。
- ・ 利用児童等が安全で安心できる環境の中で児童の主体性を尊重し、かつ特性に応じた専門的支援を行います。
- ・ 入所利用児童等やご家族、地域の方々や関係機関の声に耳を傾け将来の地域生活において一人ひとりがその人らしい生活を送れるよう総合的な支援を行います。
- ・ 県民の障がい児・者福祉思想の啓発に努め、施設の持つ専門的な知識や技術を活かし、在宅で生活している障がい児・者へ専門的な支援を提供します。
- ・ 発達障がい児・者及びその家族に対して相談支援を行うとともに、医療機関等と連携しながら、発達支援、就労支援を行います。

④ 施設の特徴的な取組

1 お子さんへの支援

わいわいランドでは個別学習と小集団活動を行います。

認知学習、社会性、運動、コミュニケーションの各分野を中心に療育を行い、お子さんの情緒の発達や適応行動を促します。

(1) 個別学習の目的と活動内容

担当者と1対1で行います。個別の認知発達に応じた学習課題を設定し、認知の育ちを促したり、人や物から学ぶ姿勢を作るなど学習態度の形成を促します。

(2) 小集団活動の目的と活動内容

わいわいランドは5人程度のグループ編成によるプログラムに添った集団活動を行い、目的のある行動の形成、コミュニケーション、仲間意識を育てるソーシャルスキル・トレーニング等を行います。

2 ご家族への支援

(1) ピア・カウンセリングや勉強会

わいわいランドではご家族相互が悩みを話し合い互いに支え合ったり、自己選択や自己決定できるよう情報の提供や共有もしています。また、勉強会を通じてお子さんの特徴を理解し、お子さんとの上手な付き合い方や育て方の技術支援をします。

(2) ケースカンファレンス

必要に応じて、お子さんの成長を確認し療育目標を見直す目的で、ケースカンファレンスを実施します。参加者は、お子さんとご家族の生活に関わっている関係機関の職員（保育士、市町保健師、児童発達支援事業スタッフなど）です。

⑤ 評価の受審状況

評価実施期間	令和2年11月1日（契約日）～ 令和3年2月 日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	7回（平成30年度）

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

- ・利用開始前のアセスメント、日々の支援、活動終了後の毎回の振り返りを通して、利用者の発達状況や自立状況を職員間で確認し、必要な支援の量や内容について検討され、利用者が達成感を感じられ、自立に向けて行動できる動機づけとなるような方法をチームで考え取り組まれています。また、保護者の不安の軽減につながるように就学後に利用できる福祉サービス等についての情報提供を行い、スムーズな移行ができるように支援をされています。
- ・情報のITC化が進んでおり、データベースを活用された情報共有が図られています。
- ・保育士の研修を受け入れることで、地域の療育体制整備に協力されています。

◇改善を求められる点

- ・皆成学園児童発達支援事業「わいわいランド」は、自閉症を中心とした発達障がいのある未就学のお子さんとそのご家族が、家庭や地域で暮らしやすくなるための支援を行う事業ですが、近年の多様な障がいのあるお子さん（利用者）の増加に伴い、より個別的な配慮と専門性の高い支援が求められるようになっていきます。
お子さんとその家族への支援の質を向上させる為にも更なる人員確保、そして人材確保する事で研修参加の機会を増やされることに期待します。
- ・災害時等の緊急連絡網が整備されていますが、一斉送信ではなく、一部段階的送信になっています。SNS等を利用し、一斉に連絡が取れるようにされることを希望します。
- ・年2回の保護者交流会は保護者にとって有意義で参考になる会ですが、週1回の支援事業所の利用ですので、日頃から保護者の方が気軽に相談できる仕組みができることに期待します。

⑦ 第三者評価結果に対する施設のコメント

利用開始前から利用中、利用後に至るまでの当園のきめ細やかな支援について、高く評価していただき、ありがとうございます。

当園では、以前から、アセスメント、事業実施後の内容検討及び関係者との情報共有に力を入れています。

今後も利用者の小さな変化をとらえながら、それを関係者で共有し、安心及び信頼のもとに利用できる事業運営となるよう、引き続き努力したいと考えています。

今回改善を御提案いただいた保護者からの相談受理のさらなる機会確保については、様々な方法を検討していきたいと考えています。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

平成27年度より判断基準(a、b、c)の考え方が、「よりよい福祉サービスの水準へ誘導する基準」となるよう以下のように変更になりました。

「a」 より良い福祉サービスの水準（質の向上を目指す際に目安とする状態）

「b」 「a」に至らない状態、多くの施設・事業所の状態（「a」に向けたと取組みの余地がある状態

「c」 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

第三者評価結果（児童発達支援）

共通評価基準（45項目）

評価対象Ⅰ 支援の基本方針と施設

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針については、運用要項に明文化され、ホームページ、学園要覧（パンフレット）にも記載されています。</p> <p>年度当初には、新任職員を対象とした、理念や基本指針に関する研修を実施され、職員への周知を図っておられます。</p> <p>また、理念・基本方針に基づいた毎年の目標を立てられ職員で共有されています。</p> <p>利用者や家族に対しては、利用開始の契約時に説明され、日々の支援の中でわかりやすく伝えるように図られています。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p><コメント></p> <p>障がい者施策及び入所型障害児福祉施設における国の動向・方針についての情報を収集されています。</p> <p>関係団体（日本知的障害者福祉協会及び鳥取県知的障害者福祉協会、鳥取県児童福祉入所施設協議会）に所属し、機関紙及び会報の確認や会議または研修会への出席等を通じ、情勢を把握されています。</p> <p>施設所在地の障害福祉計画等には、策定委員会委員として参加協力され、内容を把握されていますが、内容についての分析や学園の利用者の状況との比較分析等が十分でないと考えておられます。今後分析等についても行われることに期待致します。</p> <p>コスト分析については、監査担当部局の監査を受検し分析を行っておられます。</p>		

③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<p><コメント></p> <p>毎年度、県の取組として運営方針に基づきミッション（目標使命）を作成し、ミッションの実現に向けた工程表の見直しをされています。</p> <p>施設運営上の課題等を明らかにし、理念・基本方針に沿った支援が可能となるような予算要求を行っておられます。また、決算状況は県担当部局が管理するホームページで公開されています。</p> <p>人材育成については、育成計画を整備し、それに沿った研修を実施されています。</p> <p>職員定数及び組織については、県本庁（事業課及び人事担当課）とも協議し、適切な職員定数となるよう働きかけておられますが、配置状況に不十分な面が見られます。更に現場の現状を報告し、早期に適切な職員体制となることを望みます。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>県として、「鳥取県障がい者プラン」が策定されており、現在、第5期の計画に基づいて対応されています。</p> <p>毎年、所属ごとにミッション工程表を作成し、所属の目標を明示されています。</p>		
⑤	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>「鳥取県障がい者プラン」で定める事業所の役割を踏まえた事業計画（工程表）が策定されています。</p> <p>事業計画は、行事計画にとどまらず、事業者内の各委員会の設置目的に応じた行動計画が立てられていますが、具体的な数値目標は掲げられていません。</p> <p>単年度としては、工程表に定めた所属の目標の達成に向けて、各職員が業務管理シートで個別の業務目標を定めて進捗管理をされています。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p><コメント></p> <p>事業計画は、事業ごとに各担当課や各種委員会が組織目標やサービス提供上の課題等を踏まえて職員等の意見を汲み上げ集約し、策定されています。</p> <p>年度当初に立てた事業計画（ミッション工程表）は、専用のデータベースから確認でき、職員への周知・共有が図られています。</p> <p>また、各種委員会の計画等も委員会データベースにより確認共有され、周知されています。</p> <p>事業計画（ミッション工程表）は、9月末に中間評価を、3月末に最終評価を行い、実施状況を具体的に評価するとともに、今後の課題を明確化し各事業が発展的に継続できるような仕組みになっています。</p>		

7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p><コメント></p> <p>事業計画（ミッション工程表）は県のホームページに掲載し公開されています。</p> <p>事業計画（ミッション工程表）だけを説明する機会はありませんが、サービス内容については、利用者が就学前児童であるため、利用時に同行している保護者に、直接又は電話等で日頃から伝えられています。</p> <p>子どもや保護者には、写真等も利用し、理解しやすい伝え方となるように工夫されています。</p> <p>保護者や地域の方へ、事業計画がホームページに開示されている事について紹介される等のアピールに期待します。</p>		

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント></p> <p>毎年度ミッション工程表により事業評価を実施されています。</p> <p>各委員会での取り組み状況も検証され、その結果を統括委員会で取りまとめて報告し、園全体に周知する仕組みが構築されています。</p> <p>職員個々の業務管理については、業務管理シートを使用され業務目標を定め進捗管理をされています。</p> <p>毎年実施される県の監査担当課の事務監査や事業所指導担当課の実地指導を受けるに際して、支援内容の自己点検が行なわれています。</p> <p>福祉サービス第三者評価も、平成18年度以降隔年で受審されており、受審時に、園としての自己評価に取り組まれています。</p> <p>個別支援計画については、3～6か月ごとにモニタリングを実施し、支援課題を整理され評価・見直しが行なわれています。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p><コメント></p> <p>監査、実地指導又は第三者評価の評価結果については、園内のデータベース等や該当の委員会を通じ、職員に周知されています。</p> <p>それぞれの指摘事項や課題等について、対応する担当委員会等を決め、計画的に改善に取り組まれており、改善状況については、各担当委員会での検討や電子会議室等を用いて協議、意見を求める等、職員参画のもと改善策が図られています。</p> <p>今後、園として取り組むべき課題について、実施スケジュールを含む改善計画を立て、組織的に取り組み、進捗管理する仕組みの構築に期待します。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p><コメント></p> <p>運営規程で運営方針を示すとともに、日々のカンファレンスや新任職員研修の場で周知が図られています。</p> <p>また、ホームページや広報誌を活用し、園の役割、運営方針について、園長の考えを表明されています。</p> <p>事務分担表に、組織内部署、各職員の業務内容が具体的に表記されており、園長はその総括者として明確に位置付けられています。</p> <p>事務分担表は、年度始め、年度途中の人事異動の都度、更新され職員に周知されています。</p> <p>災害等の非常時の対応については、「鳥取県業務継続計画（鳥取県立皆成学園）」（BCP）に、園長の役割、責任又は不在時の指揮等について定めてあります。</p> <p>今年度は、新たに新型コロナウイルス防止対策並びに大雪時に係る当園の対応をまとめられ、迅速かつ明確に指示が行なわれています。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>法令を遵守して業務を遂行することは、県全体の取組として、全職員に周知されています。</p> <p>関係法令等の資料は県のデータベースに掲載されており、皆成学園独自のマニュアルも作成されています。</p> <p>園長は、園の代表として各種団体に所属して会議等に参加し、施設経営に必要な情報を得ておられます。</p> <p>特に、人権研修の実施や職員同士で声を掛け合うことによって、障がいの理解、利用者の尊重、虐待の防止に日々努めておられます。</p> <p>また、交通法規の遵守については、業務外であっても常時留意する事項として毎日朝礼等で確認しておられます。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>サービスの質向上のため、各種委員会を設置し、会議を定期的で開催されています。</p> <p>各種委員会で協議された内容については、園長を長とする統括委員会で報告され、園長は適宜指導・助言等を行なう等、指導力を発揮されています。改善が必要と判断される場合は、園長が対応を指示されています。</p> <p>園長はケース検討会にも参画し、指導・助言を行っておられます。</p>		

13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>働きやすい職場とするための環境整備や人事配置の要求等を随時人事担当部局等に行っておられます。</p> <p>職員の意向等については、個別面談等を通して把握されています。</p> <p>各種委員会及び統括委員会を設置し、組織的に業務を行う体制が構築されており、園長は統括委員会の長として組織的判断に参画されています。</p> <p>省エネ化、I T C 化が進められています。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>県の人材育成方針が定められており、それに基づいた研修計画で対応されています。</p> <p>加えて、社会福祉専門職及び保育士職については、経験年数、担当業務及び職位に応じた人材育成計画が定められています。</p> <p>園内にも人材育成を担当する委員会が設置され、人材の定着の仕組みはできています。</p> <p>人材確保については、人事担当部局に継続的に要請し、適切な職員定数が配置されており、さらに加配職員の配置も受けておられます。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>県の人事規程に基づいて管理されており、求められる県職員像を明確にした上で人事評価制度が整備されています。</p> <p>人事評価制度は、職務遂行の行動及び実績の評価基準に基づき、適正に評価し、評価結果は、所属長から本人に説明されます。</p> <p>所属長（園長及び養護課長）の面談や、人材育成担当部局が実施するキャリアビジョン研修により、各職員が今後希望する担当業務や働き方を相談又は検討できるようになっています。</p> <p>保育士及び児童指導員の人材育成方針には、それぞれの到達目標等が定められています。</p>		

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>労務管理に対する責任体制は明確にされており、有給休暇の取得や時間外勤務の状況等は勤怠システムを活用して把握されています。</p> <p>育児または介護中の職員の柔軟な勤務体制について、可能な限り配慮はされていますが、人員不足により、時間外勤務をせざるを得ない状況もあり、全職員がワークライフバランスを考慮した勤務体制になってない状況がありますので、改善を望みます。</p> <p>定期的な面談により各職員が悩みや意見を表明しやすく、また福利厚生担当課が実施するストレスチェックをもとに、必要な助言や受診が受けられる環境があります。</p> <p>福利厚生事業については、県庁の福利厚生課により実施されています。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>鳥取県職員として求められる職員像が規定されており、学園の職員としても人材育成に係る基本方針があります。</p> <p>業務管理・キャリア開発シートを使って、所属の目標に応じた個人の業務目標を掲げて取組み、上下半期ごとに進捗状況の確認、振り返りや評価を実施する体制が確立されています。</p> <p>期首、前期末、後期末の所属長（園長及び養護課長）面談でそれを確認し、職員の資質向上に努めておられます。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>県の全職員及び学園の職員のそれぞれに「期待する職員像」が定められ、また、人材育成の指針及び研修計画があり、組織としての職員の教育・研修に関する基本指針が明示されています。</p> <p>県では、経験年数、階層等に応じた研修の実施と職員個々の能力開発・向上を目的とした研修も育成計画に沿って実施されています。</p> <p>学園においても、毎年度園内研修計画を立てて職員研修が実施されており、実施内容は毎年見直しが行なわれています。</p> <p>社会福祉専門職は、経験年数や職位に応じた研修計画を策定し、研修担当課が研修を実施されています。研修推進委員も選出し、具体的な研修の検討が行われています。</p> <p>保育士職については、研修計画はありますが、県が現在取り組んでないため、実施されていません。保育士及び児童指導員の職員定数と合わせ、県に早期の対応策の検討を望みます。</p>		

19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>全職員に、身上報告書及びキャリア開発シートの作成が義務付けられており、資格の取得状況や研修受講状況を把握されています。</p> <p>県の全職員について、新規採用職員に対するサポーター制度及びOJT制度があります。</p> <p>園では、園の新任職員を対象とした独自の園内研修も実施されています。</p> <p>積極的に外部研修（県外を含む）も受講、参加されていますが、今年度は、コロナ禍の状況でオンライン研修の参加となっています。研修の復命は、園内で回覧、データベースに掲載する等し、共有が図られています。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p><コメント></p> <p>保育士の実習については、受入れマニュアルを作成し、受入れに係る目的、実習内容等を規定し、毎年受入れておられます。</p> <p>各種資格の実習受入れに際しては、実習生が所属する機関と契約を締結し、事前に打ち合わせや実習中の巡回等で情報共有することで連携を図っておられます。</p> <p>受入れは、年間を通して計画的に行い、研修のプログラムは、実習生が所属する機関が作成されています。</p> <p>看護師等医療職の実習も受け入れています。</p> <p>社会福祉職については、近年希望者がなく、実績がありません。</p> <p>今年度もコロナウイルス予防対策に配慮されながら受入れをされました。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>皆成学園の理念、基本方針及び活動等をホームページで公開されています。</p> <p>広報誌等にも掲載され、関係機関及び地域に配布されています。</p> <p>予算決算状況については、県の財政担当部局が管理するページに掲載されています。</p> <p>福祉サービス第三者評価の受審結果については、学園及び県担当課のホームページやWAMNET等で公開されています。</p> <p>苦情受付体制を整備し対応するとともに、受付けた苦情については、第三者評価担当部局が管理するホームページで公表されています。</p>		

22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>鳥取県会計規則、同事務処理権限規則等に定められており、庁内LANデータベース及びインターネットで確認できます。</p> <p>内部監査については、県会計実施検査（検査担当部局）、外部監査としては鳥取県監査委員監査（事務局監査含む）、施設監査担当部局による指導監査を受けており、いずれも結果をもとに必要に応じて是正されています。</p> <p>事務分掌は、各課で作成し、庁内LANデータベースに掲載されています。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>利用する未就学児童は、ほぼ地域の保育所、幼稚園やこども園に在籍しているため、学園で地域の方々との交流は行われていません。</p> <p>地域の自治体の保育士の研修を実施され、発達障がいのある子ども達の療育についての助言をされ、発達障がい児の支援力向上に努めておられます。</p>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確に体制を確立している。	b
<p><コメント></p> <p>園としては、「ボランティア活動推進業務要領」を定め、行事等で積極的にボランティアを受入れられています。</p> <p>しかしながら、利用する未就学児童は、ほぼ地域の保育所、幼稚園やこども園に在籍しているため、学園で地域のボランティアの方々との交流は殆どありません。</p> <p>保護者等については、学園を利用されていた先輩保護者の方との交流の機会が儲けられており、先輩保護者の方がボランティアで来て頂いておられます。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p><コメント></p> <p>日々の情報共有や、支援会議等の開催又は出席により、利用者が在籍する保育所、幼稚園やこども園、教育機関、市町及び相談支援事業所等地域の関係機関と連携・協力し、スムーズな移行ができるように努めておられます。</p> <p>保護者には就学後の放課後や長期休業時の過ごし方について、放課後等デイサービス等の福祉サービスに関する情報提供を行っておられます。</p> <p>障がい福祉担当部局が発行する「よりよい暮らしのために」という障がい福祉施策や事業所紹介の冊子を活用されています。</p>		

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行なわれている。	b
<p><コメント></p> <p>利用者が在籍する保育所、幼稚園やこども園、保護者の居住市町村、相談支援事業所などと定期的な連絡会を行い、情報共有しておられます。</p> <p>地域の自治体の保育士の研修を実施される際にニーズの把握が行なわれています。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な施設・活動が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>現在、近隣施設等と災害時の応援協力について協議されています。</p> <p>移行前には個々のケースに応じた支援のネットワークを調整し、移行後は、約1年間アフターケアを行い、新たなサービスへの定着を図っておられます。</p> <p>今後も発達障がい児支援のノウハウを活用した積極的な活動に期待します。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>園の運営規定・倫理要領及び鳥取県の虐待対応マニュアルが整備され明文化されています。</p> <p>福祉サービス提供者として利用者の人権尊重への基本姿勢と虐待防止等が明確化されており、職員会議で共通認識・理解を深める取り組みが行われています。</p> <p>虐待防止委員会を設置し、定期に開催され、虐待防止について検討するとともに、委員会主催の研修を実施し啓発に努めておられます。</p> <p>年3回【人権擁護「禁止事項」チェック表】を用い自己チェックを行い、その結果をまとめ必要な対応を行っています。</p> <p>利用者に対しては愛称で呼ぶことなく「さん」「くん」で呼びかけることを基本とされています。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した支援提供が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>常に個人情報の保護を心掛けておられます。</p> <p>各種マニュアルにプライバシー保護、人権尊重について定め、データベースで職員に周知され、理解と周知が図られています。また、利用者及び保護者には、契約書の書面により説明をされています。</p> <p>個人情報を記載した文書の送付は、県の規定に基づいてダブルチェックを行うなど、情報漏洩の防止策を徹底されています。</p>		

Ⅲ-1-(2) 支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者に対して支援選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針等は、ホームページ、広報誌の掲載により発信され、ホームページ及び広報誌は、写真や図を用いてわかりやすく見える工夫をされています。</p> <p>公共施設等に資料の配布は行われていません。</p> <p>利用希望者や関係機関等の見学又は視察にも応じており、見学希望者については、学園要覧を提示の上施設内を案内し、支援内容や利用手続きについて丁寧に説明されています。体験時は一対一でゆったりとした雰囲気で行われています。</p> <p>利用者には、利用契約時、契約書及び重要事項説明書を用いて詳細な情報も含め説明されています。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・変更において子どもと保護者等にわかりやすく説明している。	a
<p><コメント></p> <p>利用契約締結時には、利用者・保護者に契約書、重要事項説明書を用いて丁寧に説明をされています。</p> <p>個別支援計画作成又は更新の際は就学前の児童を対象とした児童発達支援事業のため支援内容についての確認は保護者にして頂き、可能な限り一人ひとりの意向や希望を聴き取り、利用者の意向を尊重した個別支援計画を作成し、支援内容について同意を得ておられます。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>就学後の放課後や長期休業時の過ごし方について、放課後等デイサービス等の福祉サービスに関する情報提供を行っておられます。</p> <p>また、利用終了後に於いても、相談が出来る事を保護者に伝えられています。</p> <p>利用終了後1年間は、保護者の希望に応じて個別相談や支援会議等への出席を行い、アフターフォローを行っておられます。</p>		
Ⅲ-1-(3) 子どもや保護者の満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者の満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>定期的に保護者アンケートを実施されています。</p> <p>事業利用時や個別相談、電話相談等で寄せられた保護者の要望、意見等は、各担当課及び各種委員会で検討し、実現可能なものは対応されています。また、その過程を利用者に分かりやすく提示されています。やりとりはデータベースに記録し、園内で共有されています。</p>		

Ⅲ-1-(4) 子どもや保護者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p><コメント></p> <p>県は、各機関が受ける意見要望を、「県民の声」という広聴システムを用いて対応されています。このシステムと併用して、園内の報告データベースを利用し、苦情の内容、対応状況をデータベースで報告されています。いずれも、内容によっては意見要望対応の担当部局と協議して回答し、申し出者が特定できないような形で公表され、回答内容はホームページで確認できます。園に於いても、苦情解決実施要項を定め、苦情解決責任者、受付担当、第三者委員を設置されており、要項及び各担当者については園内の2か所の玄関ホールに掲示されています。</p> <p>苦情解決の仕組みについては、契約締結時に保護者に説明されています。</p> <p>カード配布やアンケートは実施されていませんが、園内に利用者が直接意見等を投入できる意見箱が設置されています。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもや保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
<p><コメント></p> <p>相談や意見を述べやすい環境としては、事業利用時や利用時以外にも対応しての個別相談、電話相談等で保護者の要望、意見等を聴き取っておられます。</p> <p>また、どの職員でも気軽に相談等が出来る事については、保護者に伝えておられます。</p> <p>意見箱の設置もあります。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもや保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p><コメント></p> <p>聴き取ったり、寄せられた意見・要望は全職員で共有し、協議を行い迅速に対応するよう心掛けておられます。</p> <p>相談受理の詳細なマニュアルの整備がされていないので、対応マニュアルの作成を望みます。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な・支援の提供のための施設的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p><コメント></p> <p>各部署の職員で構成するリスクマネジメント検討委員会を設置し、毎月協議されています。</p> <p>委員会として、災害対応、所在不明利用者の捜索、危機管理体制等マニュアル及び緊急連絡網を各種整備し、計画的に避難訓練、救急救命訓練、所在不明利用者捜索訓練、不審者対応訓練、緊急時連絡訓練等様々な訓練や研修を実施し、その都度マニュアル等の見直しをされています。</p> <p>また、毎月危険物等を確認する「安全点検」の実施もされています。</p> <p>利用者と職員の安全を確保する研修も行なわれており、研修は、職員全員が受講できる工夫がされています。</p> <p>アクシデント又はインシデントについては、ヒヤリハット報告としてデータベースで管理されており、事例によってはレベルを設定して検証し、再発防止に努めておられます。</p>		

38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保健師の配置があり、利用者の健康管理だけでなく、感染症対策にも力を入れて取り組んでおられます。</p> <p>衛生委員会を設置し、毎年感染症防止マニュアルに沿って研修を実施する等、職員の感染症防止に係る意識を高めておられます。</p> <p>今年度は、新型コロナウイルスの感染防止を目的として専門の研究者を招聘し、施設内を点検しながら助言を受けられました。その際の助言をもとに対応マニュアルを作成し、支援に活かしておられます。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもや保護者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>消防計画・業務継続計画・緊急時の対応マニュアルが整備されており、県のBCP策定により、災害復旧時の体制が講じられています。</p> <p>職員の緊急連絡網を整備し、連絡訓練も実施され、迅速で正確な連絡方法を随時検証されています。</p> <p>災害時の持ち出し品は年1回リストの見直しをされ、毎月チェックをされ、避難訓練時には実際に持ち出しをされています。</p> <p>食料の備蓄についても担当者が管理し、期限の管理、保管場所の工夫を行っておられます。</p> <p>毎年度当初に年間防災計画を作成し、消防署や自治会公民館長の協力のもと、非常連絡訓練を実施されており、災害時には、消防や警察、近隣施設の応援を依頼する体制が整えられています。</p>		

Ⅲ-2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され、支援が提供されている。	a
<p><コメント></p> <p>各種マニュアルは、学園の基本理念をもとに作成されており、利用者の人権尊重や権利擁護など、運営要綱に記載されています。</p> <p>各種マニュアルは文書化して学園のマニュアル集データベースに掲載されており、全職員がいつでも閲覧可能となっています。</p> <p>担当が変わっても同じサービスができるように統一した実施方法を個々の支援計画にも記載されています。</p>		

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p><コメント></p> <p>各種マニュアルによる標準的な実施方法については、所管する各委員会等を決定し、2年に1回程度見直しが行なわれています。</p> <p>利用者・保護者や職員から改善意見がある場合や事業、支援を行う際に見直し、改正の必要がある場合には、その都度随時見直しが図られます。</p> <p>支援計画は3～6ヶ月で見直しをされています。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより・支援実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
<p><コメント></p> <p>個別支援計画策定マニュアルにより、障がい、発達の状況及びニーズを考慮して、すべての利用者に策定されています。</p> <p>アセスメントは、個別支援計画策定マニュアルに規定するアセスメント表、児童発達支援用のアセスメント表を用いて行っておられます。</p> <p>利用開始前やモニタリング時にチームでアセスメントを行い、利用者一人ひとりの発達状況や、保護者の意向等を都度確認されています。</p> <p>相談支援事業所作成の支援計画に基づいて総合的な支援目標を設定し、アセスメント結果及び保護者の意向等を踏まえて個別支援計画を作成されています。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
<p><コメント></p> <p>個別支援計画策定マニュアルに計画見直しの時期と方法を定められており、これに沿って評価・見直しが行われています。</p> <p>定期的な見直しだけでなく、個々の状態に応じて見直しをすることも規定されています。</p> <p>計画変更時は、当初策定時と同様に、担当をはじめとする関係職員による合議により策定されます。変更後の計画は、当初策定時と同様に関係機関と共有しておられます。</p>		
Ⅲ-2-(3) 支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	b
<p><コメント></p> <p>児童発達支援について、様式を定めてデータベース化し、支援内容及び利用者の状況を記録されています。作成した記録は、書面及び電子媒体いずれにおいても園内関係者で回覧して共有されています。データベースを利用し回覧をした場合は、迅速に情報共有ができ、スムーズな支援につながっています。</p> <p>また、データベース上での情報共有だけでなく、毎朝、職員会議を実施し、必要に応じて対応を協議されています。その他、各種委員会を定期的に開催し、データベースでその報告を周知する等情報共有が図られています。</p> <p>記録作成の方法及び留意点についての記載要領等のマニュアルが作成されていないので、新採用・異動職員に対してはOJTで伝えられておられるのでマニュアルの作成も望みます。</p>		

45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもと保護者に関する記録の管理体制が確立している。	a
<p><コメント></p> <p>園内の記録はすべて、県の文書であり、鳥取県個人情報保護条例、鳥取県個人情報保護条例施行規則及び鳥取県文書管理規程に基づき作成及び管理されており、管理責任者は、次長と定められています。</p> <p>全職員に個人情報管理の指導を行い、書面記録については保管スペースに保管して施錠し、電子媒体については、パスワードを付与して保存する等の情報管理が徹底されています。</p> <p>契約時、利用者及び家族に対して、契約書及び重要事項説明書を用いて個人情報の取扱いを説明し、同意を得ておられます。</p> <p>個人情報を含む文書等の発送についてはダブルチェック、Eメールのデータ送信はパスワード付与の徹底など漏洩の防止に努めておられます。</p>		

内容評価基準（16項目）

A-1子どもの尊重と権利擁護

		第三者評価結果
1-(1) 自己決定の尊重		
1	① 子どもの自己決定を尊重した個別支援と取組みを行っている。	a
<p><コメント></p> <p>就学前の児童を対象とした児童発達支援事業であるため、支援内容等に関する要望については保護者から確認することが多くありますが、子どもと保護者一人ひとりの意向や希望も聴き取り、可能な限り子どもと保護者の意向を尊重した個別支援計画作成及び活動を心掛けておられます。</p> <p>一人ひとりが自己決定のもと活動に参加しやすいように、子どもの特性や状況に配慮して、会話ややり取りを通じて困っていることやニーズを把握されています。また、苦手な所を探し、より良い関わり方を見つけ出し、必要な環境調整や変更が行われています。</p>		
A-(2) 権利侵害の防止等		
2	① 子どもの権利侵害の防止等に関する取組みが徹底されている	a
<p><コメント></p> <p>虐待防止委員会を設置し、委員会内での検討、園内研修、全職員を対象にした定期的なアンケート調査、発生時の対応マニュアル等、子どもの権利擁護に関する取組みが行われています。</p> <p>子どもの安全確保のための身体介助または身体拘束については、個別支援計画書に記載し、事前に保護者に了解を得ることで限定的に実施されています。</p> <p>やむを得ず身体拘束を実施する際の原則や手続きを定め、報告等は「ヒヤリハットデータベース」を活用して園内で共有し、再発防止について検討されています。</p>		

A-2 生活支援

		第三者評価結果
2-(1) 支援の基本		
3	① 子どもの自律・自立生活のための支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>利用開始前のアセスメント、日々の支援、支援終了後の毎回の振り返りを通して、子どもの発達状況や自立状況を職員間で確認されています。</p> <p>必要な支援の量や内容について検討し、子どもが達成感を感じられること及び自立的に行動できる動機付けとなるような方法が取られており、一人ひとりの子どもが持っている力を発揮できるように過ごすことができ、保護者の不安の軽減につながるよう取り組んでおられます。</p> <p>就学後に利用できる福祉サービス等についての情報提供を行い、スムーズな移行に繋げておられます。</p>		
4	② 子どもの心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>コミュニケーション機器が必要な子どもは居られませんが、子どもの発達状況に応じて個別的な配慮をされています。</p> <p>活動時間中のあらゆる場面において、具体的で短い言葉、写真やイラスト、動作等を使い、一人ひとりに適した方法をとったり、子どもが意思や希望を表出しやすいように気持ちと言葉を確認したり、周囲が把握しやすくなるよう工夫したりしながら、信頼関係を大切にされたコミュニケーションを心掛けておられます。</p>		
5	③ 子どもの意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>事業利用時や子どもの保護者からの希望に応じた個別相談や電話相談、支援会議等で、個別の相談や情報提供等をされており、利用日でない日にも相談に対応されています。</p> <p>受けた相談は職員全員で共有されています。</p> <p>子どもや保護者の意向や要望を踏まえ、個別支援計画を作成して支援されています。</p>		
6	④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用者支援等を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの発達及び状況に応じて、活動参加しやすい支援内容を検討し、個別と集団でのそれぞれの目標を作り、可能な範囲内で活動参加の方法について多様化が図られています。</p> <p>子どもが就学後に利用できるサービス（放課後等デイサービス等）に関する情報提供を行い、具体的な利用にあたっては相談支援事業所に引き継いでおられます。</p>		

7	⑤ 子どもの障害の状況に応じた適切な支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>職員は、発達障がい者支援センター「エール」及び中部療育園の医師から日々の活動支援における専門的な助言や、鳥取大学教授及びペアレントメンターから障がい児の保護者支援に関する専門的な助言を得ておられます。</p> <p>また専門的な研修等を受講され、専門知識の習得と支援の向上が図られています。</p> <p>グループに分かれての支援をされており、すべてのグループにおいて、毎回の活動終了後に、スタッフミーティングを実施され、支援の実施状況や支援方法の検討・見直しを行い、それに基づいた環境整備に日々努めておられます。</p>		
2- (2) 日常的な生活支援		
8	① 個別支援計画にもとづく日常生活支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>活動時間は午前と午後に分かれた90分間ですので、食事提供・支援及び入浴支援は実施されていませんが、児童発達支援事業では、排泄支援と移動支援は行われています。</p> <p>排泄支援は、子どもの状況に応じて、スケジュールの中にトイレトレーニングを組み込んだり、声掛けや見守り、手添え支援等が行なわれ、排泄の失敗に対しても対応されています。</p> <p>移動支援は、来園及び帰園時の安全確保のための配慮・支援が行なわれています。</p>		
2- (3) 生活環境		
9	① 子どもの快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。	b
<p><コメント></p> <p>子どもが安全・安心に活動できるように、清潔で明るい雰囲気を保つよう心掛けておられます。</p> <p>冷暖房については全館管理のため使用時期が限られていますが、暑さが苦手な子どもがいるので、個々の子どもの発達特性に対応し、可能な限り適温で過ごせるよう配慮されています。</p> <p>スケジュール設定があり、また、活動場所の部屋数が限られるため、思い思いに過ごしたり休息したりできるスペースは設けられていません。</p> <p>クールダウン時、又は他の子どもに影響を及ぼすような行動がある場合は、子どもが落ち着けるための対応や支援を検討・提供されています。</p>		
2- (4) 機能訓練・生活訓練		
10	① 子どもの心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている	b
<p><コメント></p> <p>子どもの状況に応じて、個別学習や自由遊び、サーキット等の時間に、指先を使う動きやブロックを使う等の微細及びつり下げのブランコを用いた粗大運動の機能発達をねらった課題や活動を意図的に取り入れておられます。</p>		

2 - (5) 健康管理・医療的支援		
1 1	① 子どもの健康状況の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保護者と同伴で利用する事業ですので、健康状態については保護者にも事前に聴き取りをし、常時把握されています。</p> <p>てんかんに関する研修等、子どもの健康管理に必要な知識を得るための研修が園内で開催され、受講されています。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止のために、利用前の検温や体調確認が行われています。</p> <p>学園内に保健師がおられるので健康状態が不安な状況では対応をされています。</p>		
1 2	② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	評価対象外
<p><コメント></p> <p>事業の性質上、医療的支援は行われていませんが、おやつを提供をされているので、アレルギーの有無等を保護者から確認し、保護者が医師から確認した内容に基づいて対応されています。</p>		
2 - (6) 社会参加・学習支援		
1 3	① 子どもの希望と意向を尊重した社会や学習のための支援を行っている。	評価対象外
<p><コメント></p> <p>子ども達は、ほぼ地域の保育所、幼稚園やこども園に在籍しているため、児童発達支援事業では、社会参加や外部との交流等の支援は行っておられません。</p>		
2 - (6) 地域社会への意向と地域生活		
1 4	① 子どもの希望と意向を尊重した地域社会への移行や地域生活のための支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>【就学前】</p> <p>子どもや保護者の意向を確認しながら目標や課題を整理し、就学に向けて支援されています。</p> <p>日々の情報共有や、支援会議等の開催又は出席により、教育機関、市町及び相談支援事業所等地域の関係機関と連携・協力してスムーズな移行が図られています。</p> <p>就学後の放課後や長期休業時の過ごし方について、放課後等デイサービス等の福祉サービスに関する情報提供が行われています。</p> <p>【就学後】</p> <p>利用終了後1年間は、保護者の希望に応じて個別相談や支援会議等への出席を行い、アフターフォローを行っておられます。</p>		
2 - (8) 家族との連携・交流と家族支援		
1 5	① 子どもの家族との連携・交流と家族支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>同じグループ内の保護者同士で情報共有をされています。</p> <p>年2回の保護者交流会があり、その際には講師や保護者OBも来られ、いろいろな情報を得る機会となっています。</p> <p>ペアレントメンターが来られてピアカウンセリングも行われています。</p>		

A-3 生活支援

A3-(1) 発達支援		
16	① 子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>利用開始前やモニタリング時にチームでアセスメントを行い、子ども一人ひとりの発達状況や、保護者の意向等を都度確認されています。</p> <p>相談支援事業所作成の支援計画に基づいて総合的な支援目標を設定し、アセスメント結果及び保護者の意向等を踏まえて個別支援計画を作成されています。</p> <p>子ども一人ひとりの状況に応じて個別活動（個別学習）の内容を設定・工夫や見直しをされています。</p> <p>個別活動（個別支援）だけではなく、小集団活動も取り入れて実施され、その支援内容や活動プログラムは、随時、検討や改善をされています。</p>		